

被災生徒に対する平成30年度受験料の免除について

平成28年4月14日、16日の熊本地震により被災した生徒(現小6、中3生)への支援の一環として、熊本県内(当協会所属)の私立中学高等学校においては、下記のとおり受験料を免除することとなりました。

記

○平成30年度の受験料を免除する学校

熊本県内の私立中学校(8校)・高等学校(21校)

○免除が受けられる対象生徒

熊本地震で被災し、半壊以上の罹災証明書または長期避難世帯証明書の交付を受けた世帯の生徒

※ 受験料免除を受ける際は、罹災証明書または長期避難世帯証明書(写しでも可)の提出が必要となります。

(注)「長期避難世帯」とは、地震による土砂崩壊等で生命・身体に著しい危険があり、居住不可能な状態が継続している世帯のこと。
なお、長期避難世帯証明書は、罹災証明と同様に、市町村役場が交付している。

※ ご不明な点は、各私立中学高等学校か在籍する小学校または中学校へお尋ねください。